

岩手県告示第19号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
成澤 将大	整形外科	岩手県立久慈病院	久慈市	令和7年12月26日
佐藤 潤弥	眼科	岩手県立久慈病院	久慈市	〃
宮浦 卓	眼科	医療法人博愛会一関病院	一関市	〃
國光 敦	外科	岩手県立胆沢病院	奥州市	〃
大野 堯之	脳神経内科	独立行政法人国立病院機構岩手病院	一関市	〃
中山 勇樹	耳鼻いんこう科	岩手県立磐井病院	一関市	〃
野田 晴也	腎臓内科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
沼崎 大諄	循環器内科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
松浦 真典	整形外科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
小野寺 大樹	耳鼻いんこう科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
日下 伊織	耳鼻いんこう科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
上田 寛修	内科	岩手県立江刺病院	奥州市	〃